

静岡市道路占用料条例の一部改正について

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例

静岡市道路占用料条例（平成15年静岡市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	780円
	第2種電柱		1,200円
	第3種電柱		1,600円
	第1種電話柱		690円
	第2種電話柱		1,100円
	第3種電話柱		1,500円
	その他の柱類		69円

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ	7円
	地下に設ける電線その他の線類	き1年	4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	680円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	420円
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1年	1,400円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		580円
	広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	6,900円
	その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	1,400円
法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ	29円
第2号に掲げる	外径が0.07メートル以上0.1メー	き1年	42円
物件	ル未満のもの		
	外径が0.1メートル以上0.15メー		62円
	トル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メー		83円
	トル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3メー		120円
	トル未満のもの		
	外径が0.3メートル以上0.4メー		170円
	トル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メー		290円
	トル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上1メー		420円
	トル未満のもの		
	外径が1メートル以上のもの		830円
法第32条第1項	第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メー	1,400円
法第32条第1項	地下街及び地下室	トルにつき1年	Aに0.005を乗
第5号に掲げる	階数が1のも の		じて得た額

施設		階数が 2 のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が 3 以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		3,500円	
	地下に設ける通路		2,100円	
その他のもの			1,400円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	69円	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	690円	
道路法施行令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	690円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	6,900円
	標識	1 本につき 1 年	1,100円	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	69円	
		その他のもの	1 本につき 1 月	690円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 日	69円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	690円
アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	6,900円	
		その他のもの	3,500円	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートル	1,400円	

政令第7条第3号に掲げる施設	トルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	690円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		140円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架道路の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	階数が2のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	Aに0.034を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額

	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額

別表備考6中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市道路占用料条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用期間に係る占用料から適用し、施行日の前日までの占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。

(占用料の額の特例)

- 3 改正後の条例第2条及び別表の規定にかかわらず、施行日の前日までに既に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の許可を受けて道路を占用していた者が施行日以後においても引き続き同一の占用物件により当該道路を占用する場合(施行日以後に占用期間の更新を受ける場合を含む。)における当該占用物件に係る各年度の占用料の額は、当該占用物件に係る改正後の条例別表占用料の欄に定める金額(改正後の条例第2条第2項の規定により算定した占用料の額を含む。)が調整占用料額(次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める金額をいう。以下同じ。)を超えるときは、当該調整占用料額により算定した額とする。

平成30年度	改正前の静岡市道路占用料条例別表占用料の欄に定める金額に1.1を乗じて得た金額
平成31年度以降	前年度の調整占用料額に1.1を乗じて得た金額